

第十六回 参議院厚生委員会會議録第十七号

昭和二十八年七月二十日(月曜日)午後一時二十九分開会

委員の異動

七月十七日委員有馬英二君辞任につき、その補欠として深川タマエ君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 肇君
委員 藤原 道子君
委員 柳原 亨君
委員 高野 一夫君
委員 中山 壽彦君
委員 林 了君
委員 廣瀬 久忠君
委員 湯山 勇君
委員 山下 義信君

政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君
厚生省保険局長 久下 勝次君
事務局側 常任委員 草間 弘司君
常任委員 会専門員 多田 仁巳君
会専門員 藤田 茂君
引揚援護所長 大崎 康君
事務局援護所長 大崎 康君

説明員

大蔵省主税局 調査統計課長 藤田 茂君
引揚援護所長 大崎 康君
事務局援護所長 大崎 康君

○健康保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○歯科医師法の一部を改正する法律案 (林了君発議)

○社会保険制度に関する調査の件 (水害地の遺族弔慰金の換金対策に関する件)

○小委員の補欠選任の件

○委員長(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

健康保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を順次お願い申し上げます。

○山下義信君 国民健康保険のほうで伺うのですが、条文のちよつとわかりにくいところを御説明願いたいのです。第四条の三の第三項ですね、「前条の規定による貸付金の額は、昭和二十七年年度において貸付金の貸付を受けた保険者については、第一項の規定にかかわらず、一即ち百分の八十を規定してある第一項の規定にかかわらず、百分の六十によると、こういう意味ですね。これはどういうことを意味するのですか。

○政府委員(久下勝次君) この規定は、昭和二十七年年度におきまして、ここに書いております保険者は、いわゆる百分の五十、対象額の半分を借受けておるわけでありまして、借受けていますか、百分の五十は貸付けた対象額になるわけでありまして、未収保険料の百分の五十、具体的に申し上げますと、百万円の未収保険料のあります保険者は、昭和二十七年年度の現行法律によりますと、そのうち五十万円は貸付対象額になります。あとは保険料の徴収成績に応じて初めから全額借受けられるものもあり、それとございまして、とにかくこれは貸付対象額の問題でございまして、それを今度は百分の八十にいたします。百分の八十にいたしますと、これは、百分の五十に對する百分の三十の比率を掛けたわけでございます。そうすると、五十分の三十で丁度六になりますので、つまり一度も借りたに百分の五十を貸付けたものはあとと差額の百分の三十を又借りられるわけでございますね、そうしますと貸付対象額全体に對しては百分の六十だけが借りられると、こういうことになるわけですね。

○山下義信君 ああ五、六の三十。わかりました。それから改正案の第四条の四の第一項の六号なんです、これは第五号では昭和二十九年度の貸付条件は、一級の向上を要求しておるのですが、六号になりまして、昭和三十年の貸付につきましましては飛躍して二級の向上を要求し

ておるようでありまして、同じような状態の場合に、昭和二十九年度の貸付けにおいては一級の向上を要求しておつて、同じような状態の下で昭和三十年年度の貸付けにつきましましては一躍二級を要求します理由はどういうわけでしょう。

○政府委員(久下勝次君) 御指摘の点は、只今の六号の一番最後のほうに書いてある点をおつしやつておるわけだと思ひますが、これは昭和二十八年年度が初年度で借受けをいたしまして、そして二十九年度に借りなくて三十年度に又借りると、こういう保険者が出て参りました場合には二級向上しなければならぬ、各年毎で参りますけれども、この昭和三十年というものは二十八、二十九、三十、三カ年に借ります。その場合は二十八年度に比較しますと二級向上しなければならぬ、こういう意味でございまして、その意味で二級でございまして、従つて、二十八年度にも九年度にも借りて、更に三十年年度に借りるといふ場合には、二十九年度から一級上昇すればいいというふうな考へております。その表現でございまして、

○山下義信君 間で一週抜けると、一遍に二級上つて来なければ貸さないというの、どういふ必要でそうするのでしょうか。

○政府委員(久下勝次君) これは結局権衡上の問題でございまして、二十八年度、二十九年度、三十年度の三カ年

に分けて貸すことになつておりますが、一般的な場合には九年度は八年度より一級向上する、三十年度は二十九年度よりも一級向上するといふのが普通の建前でございます。そこで二十九年度に借りなかつたものがあつたといひまして、三十年年度で借りる場合には二十八年度に比較しては二級上つていないと、その辺の普通毎年々々借りて行きますものと均衡がとれませぬものでございまして、そういうふうにしたわけでありまして、

○山下義信君 わかりましたのですが、私は、毎年借りるならば、毎年一級ずつの向上を要求するのは極めて妥当なんです、が、間に一度抜けたからといって、やつぱり借りるのには二度なんです、から、二度借りるならばやつぱり一級向上したらいのじやないかと思ひます。ところが二度借りても借りる年度が三カ年に互れば、間が抜けて、借りるのには二度なんですけれども、三度借りるものが毎年続けて、三度借りるのならば一級ずつ要求するのは極めて妥当なんです、が、二度しか借りないのですから、借りる年度数から言へば一級向上すればそれで適合するように思うのですが、二級向上するようにするといふことがちよつと私に意味が解しかねたから伺つたのですが。

○政府委員(久下勝次君) 繰返したことを申し上げるよりほかにないのでございしますが、実はこの規定は現行の規定にありまして、ただ現行法では二十二年年度の貸付に關連してこういう規

定になつております。二十八年度以降に選れます関係上、用語を変えて、内容的には従来と同じことを書いてございまして、御了承願います。

○山下義信君 前のときに尋ねればよかつたのですけれども、済みませんでした。

その次に保険者の出す金ですね、これを四分の一の相当額に引下げることが改正点になつておりますね、それは条文で言うとい体何条になりますか。

○政府委員(久下勝次君) 法案の十頁、終いから四行目に「第七条第一項中「当該貸付金の額から」を「当該貸付金の額の四分の一に相当する額」、貸付金の四分の一ということとで百分の二十、この辺の規定が出て来るわけでございます。

○山下義信君 わかりました。これは保険者の貸付けに見合つて出すため、額を定めて、そうして借り易いようにする、御趣旨のようでありまして、その点はわかるのですが、そうしますと、実際の未払診療報酬の支払額の総額にはならんわけですね。

○政府委員(久下勝次君) 御質問の点を或いは取違えておるかも知れませんが、七条の規定によりますと、二割相当額を自分で出して、そうしてその貸付対象額を十にしたものを未払診療報酬の支払いに当てなければならぬ、こういう七条の規定になつておりますので、従いまして而もその負担する金額は二割相当額以上という言葉がございまして、若し保険者自身で財政上の余裕があれば、而も未払診療報酬が保険料に比較して沢山あります場合にはそういうことが期待できると思ひます。

明文の上では形式的には言えると思ひます。

ます。ただ実際問題といたしましては最小限度の義務が、借りた額の四分の一、即ち全体の二割相当額だけを出せばいいことになつておりますので、その対象額以上に診療報酬の支払いがなされることは、実際問題としては期待できないと思ひます。

○山下義信君 ですから、保険者が四分の一の出さうと思ふのは保険者の随意ですが、昭和二十七年年度の貸付の実績が当初の予定より非常に少なかつた理由、それをもう一度一つおつしやつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) この点は実は私どもとしてもまだ的確に数字を以つてお答えをするだけの材料を握つておらないのでございまして、相当に資格、条件を備えてゐるものがあると認められまするにもかかわりませず、申請が意外に少なかつたという一番大きな原因は、今度の改正の要点になりまして自己負担額が多いということであらうと存じます。その他の点につきましては資格さえあれば借りられるわけでありまして、この借受けをいたした金と同額を自己財源から、或いは一般会計借入金その他の方法で支弁しなければならぬというところは一番の隘路であつたと私どもは考へております。

○山下義信君 これは昭和三十年年度で全部未払いのものは解消させるという計画になつておりますね、で、その後はこの未払診療報酬というものは出て来ないというお見通しでしょうか。

○政府委員(久下勝次君) 先ず最初のはお尋ねを致しませんでしたが、前回御説明の際に申上げたのでございまして、私どもとしては赤字総額の七〇%

以上の保険者につきましては十億九千万円を見込んでゐるのでございまして。この計算は七〇%以上の保険料を徴収してあります保険者全部につきまして報告の資料を基礎として積算をいたしたものでありますので、二十七年年度末の赤字は、この方法によつて該当保険者は解消すると思つたわけでありまして、ただ問題となります点は非常に細かい点でございまして、念のために申上げておきますが、二十七年年度末に存在する赤字をそのままとつたのではないのでございまして、今後何年間にわゆる過年度診療として保険料が徴収せられる見込みのありますものは若干ありまするが引いてございまして、これが指令によつて規定されてゐるのでございまして、そういう点で多少の食違ひは出て来るかと存じます。これだけは念のため申上げておきたいと思ひます。

それから今後の問題でございまして、これは結局私どももいたしましては別途予算措置が講ぜられるといたしております療養給付の補助がございまして、最近衆議院の方で二割、四十億八千万円申請に相成りましたのであります。私どもとしてはこの金が今後毎年出ることになりますれば、大体において赤字を生じない国庫の財政運営ができるのではないかと考へてゐるのでございまして。この辺のところは非常に条件が沢山ございまして、今後受診率がどうなりましかということ、或いは給付の内容がどう変つて行くかというふうなことが、それ／＼将来の予測に属する要素がございまして、的確にもう赤字を生じないのだというところは今言ひ切れないかも知れませんが、私どもとして予想いたしておりますのでは、少くともこ

の貸付金、一方における療養給付の補助、両々相待ちまして該当保険者については赤字を生じないようにやつて貰わなければならぬ、そういうまあ指導もいたさなければならぬと思つております次第であります。

○山下義信君 現在の国保で保険料は全部保険税に切替えておりますか。依然として保険料名義で徴収してゐるもの、保険税の徴収方法に切替えてゐるもの、それはどういふ状態でございませうか。

○政府委員(久下勝次君) 保険税に切替へましたのは、全保険者の約六割程度でございまして。

○山下義信君 この保険税の掛合です、これは大体まあ最高最低といひますか、平均といひますか、そういう一般的な状況を承りたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 実績を御参考に申上げたいと思ひます。割合であります。昭和二十四年度に千二百四十三円、昭和二十五年度には千四百三十七円に上つております。昭和二十六年年度は千六百三十三円、それから昭和二十七年年度はまだ決算の数字ではございせんが、千八百五十円くらいにならうと思つてゐるのでございまして。いずれも一世帯当たりでございまして。

○山下義信君 私どもこの点は研究が未熟なもので、御説明を受けたかと思ひますが、直営診療所の診療費ですね、診療費の審査はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(久下勝次君) 直営診療所につきましては、保険者自身の施設でありますので、一般的に特別な審査を行なつておらないはでございまして。

○山下義信君 全部やつてない……○政府委員(久下勝次君) 私どもの指導としては、やはり審査の対象とするようにはしてありますけれども、通牒はいたしてありますけれども、どこどこが審査してゐるかというところは、ちよつと具体的にわかりませんが、方針としてはそういう枠に入れようとしておりますが、何分にも自分自身の施設でありますので、全部が全部審査の対象としておらないのでございまして。

○山下義信君 それは当局としては、そういう点につきましては、とき／＼監査するといひますか、調査するといひますか、そういうことは全然しておりませんか。

○政府委員(久下勝次君) まあ原則としては、各都道府県の保官が現地の指導をするというのが原則的な建前でありまして。私どものほうとしても、時折の程度に過ぎませんが、地方に担当者が出向きまして際には、極力現地の指導をいたすようにはしてあります。これは併し全体から見ますと、極く微々たるものでございまして。

○山下義信君 この直営診療所の診療費と言ひますか、その点が国保の財政の状況の内容の主要なる部分になるもので、その点を調べないと国保の財政状況をよく掌握することができないし、い／＼見て行くといふことも十分にできないように思われるのですが、素人考えにはどうでしょうか。

○政府委員(久下勝次君) 確かに直営診療施設を持つておるところにつきましてはお話の通りでございまして、個々についてそれ／＼事情は違つておるうかと思ひますが、私どもの得ており

ます数字で申し上げますと、総収入のや
はり八割強、九割足らずのものが直営
施設の通常収入として、これは全体の
関係でございまして、出て収入になつ
ております。それと大体見合う額が施
設として組まれておると、こう考えら
れるのであります。従いまして現在
のところ、国民健康保険財政、全国全
般の問題といたしましては、そうまだ
重要性を占めておるものとは言えない
と思ひます。但し先ほど申し上げまし
たように、個々の保険者につきましては、
直営施設のありまるところは、おつし
やる通りに、この運営如何ということ
は、国家財政の上に大きな影響を与え
ると思ひます。

○山下義信君 この国保においての、
一部負担の窓口払いですか、これは当
局はこの窓口払いに対しては、方針と
してどういう方針を持つておられます
か。

○政府委員(久下勝次君) 窓口払いを
やつておられますところは、まだ全体の
半数近くございまして、パーセンテージ
にいたしますと、四九%ぐらいあるは
ずであります。方針といたしましては、
私どもは今は法律の定める通りに、
窓口払いをやめて、保険者の負担
において支払いをするようにすべき
である、こういう指導をいたしてお
ります。特に療養給付費の補助が保険
者に出るようになりまして、この計算
の基礎には、一部負担の額を加えた計
算をいたしております関係もありまし
て、これは方針としては窓口払いでな
いように、保険者の負担として支払う
ように、それをいたしております。
○山下義信君 大体厚生省のほうで
は、国保の普及について、或いは年次

計画を立てておられるようですが、大
体全国市町村に全部これは普及しよう
というお考えですか。この年次計画の
やり方の内容を、この際聞いておきた
いと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) まだ年次計
画というものはできておりません。
で、実は年次計画で、各県毎に整備計
画を立てるようになり、一種の指導
計画と申しますか、こういうものを作
ることを先般指示いたしております。
県によつて事情が違いますので、長
くても五年くらいで一応普及するよう
に、全体に普及するよう計画を立て
てくれという指示をいたしてございま
して、この辺のところを具体的にどう
いう計画になつて出て参りますかは、
通牒に基づく各県の報告が出て参りま
せんと、ちよつとお答えいたしかねる問
題でございまして。

○山下義信君 私はこの再建整備の資
金の貸付の計画と、年度の今年度予算
の補助金の配分の計画と、それから当
局がまあこれからやろうとする年次計
画との間には、いろいろ非常に重大な
関連性があると思ひます。その
うい根本的な計画を立てられて、実
はその計画の一端としてこういう貸付
がされ、又計画の遂行として四十億
の、今次修正を加えてのあの巨額な補
助金の交付がせられ、同時に実際の指
導があつて、所定の目的に漸次この再
建計画が進められて行くという計画が
先にあるべきだと思つて、それを承わ
りたいのであつたのであります。一
体現在施行しております、国保の実
際の保険財政の状況というものは、当
局のほうで、我々頂戴のできるような
最近の資料がありましようか、あれば

御提出願ひたいのですが、頂きたいの
です。

○政府委員(久下勝次君) 御納得が行
きますかどうかわかりませんが、或る
程度の資料を持つておりますので、の
ちほどお届申上げます。

○山下義信君 それではその資料を一
つ出して頂きたいと思ひます。
それから先ほどの保険税のときに、
関連して伺いたいと思つたのですが、
当局は国保の保険経済のあり方につ
いての指導について、将来成るべく保
税の徴収を主体にして、一般会計から
の繰入れは成るべく増額しないことが
好ましいというふうなふうに指導してお
るのであります。この町村の一般会
計からの繰入れと、保険税を収入の主体
とする点との、この国保の財政の在り方
についての基本的な考え方は、どうい
う考え方を持つておられるかという
ことを、この際聞いておきたいと思ひ
ます。

○政府委員(久下勝次君) 私どもの考
え方は、申すまでもなく、それ／＼相
互扶助の保険制度でございまして、
保険料の徴収というのを主体的に考
えて行かなければならぬと思つてお
るのでございまして。昭和二十七年
度の保険料徴収成績は、八〇%程度に全
国的には止まるのでございまして。こ
れは昭和二十八年年度におきましては八
六%くらいまでは上るよう指導をいた
しておるわけにございまして。勿論一般
会計の補填につきましても、今お話を
するように、それを／＼増額するとい
うことで、私どもとしては指導をいた
しております。ただ現在その関係いた
しておられますのは、全国で十七億程
度の一般会計からの繰入れが行われて
おります。国保の現状から申しますと、

この程度のことは減らさずにやつても
らいたいというふうな指導をいたして
おる状況でございまして。

○山下義信君 私はこの国保の財政方
針として、町村の一般会計からの繰入
と、保険税一本槍で進むというやり方
とについては、非常にこれは重大な問
題で、我々としても十分検討しなくち
やならぬと思ひますが、保険
税というものが徴収成績が非常に香ば
しくないという主たる原因は、当局は
一体どういふ点に原因があると思ひ
ますか。

○政府委員(久下勝次君) 全体的に申
しますならば、いわゆる健康保険等の
被保険者保険と違ひまして、源泉徴収がで
きないという点が、国保の保険料徴収
を困難ならしめてゐる一番大きな原因
であらうと思つております。殊に農村
方面でございまして、これに加えて
現金収入が少いというふうなことも、
大きな条件であらうと思ひます。更に
附加しましては、まだ／＼保険という
ものに対する理解の少ない人が一部に
ございまして、自分病氣にならぬの
だから、というふうなことを理由にし
て、保険料を納めない人がまだ若干あ
るようでございまして。それやこれや、い
ろいろな原因が重なつておるとは思
ひますが、最初に申し上げた点
が、健康保険などに比較して、保険料
の徴収が思ひ通りに参つておらない一
番大きな原因であらうと思つておるの
であります。

○山下義信君 今当局の御説明は全く
そうであらうと思ひますが、今の源
泉徴収ができないとか、一体郡部には
現金が少いとか、又保険料は、これは
まあ變つても行こうと思ひますが、今

のその源泉徴収ができないとか、或い
は郡部、農漁村には現金が少いとかと
いう条件は、これは恒久不変ですね。
ですから保険税の徴収ということにつ
いて、その不振なる原因は、この辺に
あるというところになれば、これはもう
不振の原因は恒久に存在するといふこ
とになる。これも原因の一つではない
かと思ひますが、もつと保険者の保険
税に対する態度と言ひますか、在り方
というふうな点に非常に大きな欠陥が
あるのじやないかという気がするので
すね。それで或いはその保険税の賦課
というところについて、非常に消極的
であるとか、或いは又その徴収が故意に、
市町村長がとれるべきものも故意に
在り方と極めて消極的な態度をとるとか
といった、そういう手直しのできる、
是正のできるようなところに、意外な
原因があるのじやないかという気持も
するので、場合によつてはこの保
險税の徴収方法は、市町村当局の保険
者に任さないで、国自体が考えてみる
というふうな考え方も私は研究の価値
があると思ひますが、今保険局長が
上げられた理由以外に、保険者のほう
に、この保険税の賦課並びに徴収とい
つたような点に、要するに見えざる非
常に大きな弊害があるとするならば、
私はこれを除去しなければ、保険税を
保険収入の中心にしてやつて行こうと
いう考え方の上におきましても、いつ
まで経つても私はその保険財政の確立
が誠に期待薄いように考えられるので
あります。この保険税の賦課並びに
徴収という面について、強い施策を持
つて行くというお考えはありませんか
どうか、承つておきたいと思ひま
す。

○政府委員(久下勝次君) 只今御指摘

のようなどころまでは考えておりませんが、お話のように、実は私も先ほど申上げたかたのでありましたが、確かに現金収入が少なくないかという点については、或いは源泉徴収ができないという点については永久に存在する原因であるかとも思いますが、併しなからそれも又保険者、或いは保険者の下で事務を担当して職員のかたの努力によりまして、十分克服できる面があると思っております。現に極く狭い知識で恐縮でございますが、私が百、二、三年続けて百の徴収の成績を挙げている村に参りまして、担当者の意見、話を聞きますと、本当にそういう点におきまして涙ぐましい努力が秘められておりますことも現実に見て参つておるのでございます。そういうようなことを考え合せますときには、全国的に百というところは望ましいにいたしまして、九〇前後の徴収成績を挙げるといふことは、私はお話のように保険者自身の努力或いはこれに従事する職員の努力によつて到達できる目標じやないかと信じておるものでございます。これを今お話のようにならざるで徴収するといふような一種の強制的なことをやりますよりも、制度の性質から申しまして、地元の人によつて理由を説いて、協力を得ますといふようなことが永続する制度であらうかと思ひまして、そういう点から私どもとしては今後の指導をして参りたいと考えております。

○山下義信君 私はいろ／＼保険思想の十分な点もあるでしょう。そういう、この被保険者の側においての至らん点もあらうかと思ひますが、詳しく

は存じませんが、一、二の事例等から考えて見ると、この国保の保険財政状態が、その市町村民即ち被保険者の間に十分理解せられない、或いはその財政状態に一抹の不安がある、不明瞭な点があるという点、或いは保険税の賦課にしても、それらの基準という点の問題がどういふ基準になつてゐるかという点が被保険者に理解されない、言い換へれば財政状態が被保険者に対して明白に、まゝ言葉が悪いかも知れませんが、公表をされてい

ない、いゝ／＼な揣摩臆測が行われるという事態、即ち財政状態に対しての被保険者の信用という点につきましても、若干反省する必要があるのじやないかと思ひます。私はこういう貸付を国の財政を以て再建整備の貸付をし、或いは補助金を交付するやうな、画期的な国保の再建整備を進めるこの段階に於て、国民健康保険の在り方という点について根本的に再検討を加へ、確たる基礎をこの際樹立しなければ、徒らに補助金を流し、徒らに資金を流すだけであつて、その国保の制度そのもの、或いは不振の根本原因、将来全国的に再建、普及して行くといふことについて、今の国民健康保険のあの制度、あの在り方、あのままでよろしいかどうかという点を、この際至急に当局が根本的に検討を試みて確立するのでなければ、この三、四年の間、三、四年といふよりも今明年といふものを空費いたしますれば、我が国国保の再建の時期は私は確ちくは長蛇を遡するのではないかと考へる、その点につきまして当局はどういふ考へを持つてゐるかというのを伺いた

い。これは先般厚生大臣に対する一般質疑のときに、廣瀬委員から指摘せられた点でもあります。なお私はこの機会に当局の方針を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 先ほどよくつとめて御質問にお答え申上げたのでございまして、私どももいたしましては、今山下先生のおつしやつたことと全然同じ考へ方の下に、而も時期的には療養給付費の補助も出ますこの機会に、国保関係者が本当に国保の再建というものを考へてもらうように仕向けなければならぬと思ひます。先ほど申上げた年次計画を立てさせるところに普及するといふことでなくして、むしろそれよりも現在事業をやつております保険者につきまして、その給付の内容を再検討し、或いは事務の運営を振り返つて見てもらひまして、財政的にも、或いは給付の内容の面から申しまして、この機会にこそ再建をし、整備をする基礎を固めなければならぬ。ただそれには地方々々それ／＼事情が異なつておりますし、保険者保険者によつて又いゝ／＼な条件の差違もございまして、極く一般的な方針を掲げまして、個々の保険者につき、或いは果全体として計画を立てさせる意味で約一月半ほど前に通牒を出しておつたやうなわけでありまして、私どもとしてはそういうものが出揃ひましたのちに更に私のほうで再検討をいたしまして、適切な指導を加へて、結局窮極の目標は只今お話の中にありましたやうなことをこの機会に徹底して参りたいと考えております。

○山下義信君 国保に対する私の質疑は終りました。あとは他の委員の御質疑に關連して、他の法案については質問を保留させて頂きます。

○委員(堂森芳夫君) 他に御質疑ございせんですか。

○湯山勇君 国保に限られたわけじやないのですか。

○委員(堂森芳夫君) そうです。

○湯山勇君 では、私健康保険の一部改正についてお尋ねしたいのです。この前に適用範囲拡張のことにつきまして質問をいたしておりました途中で大目が見えまして、保留いたしておつたと思ひますので、その続きをお尋ね申上げたいと思ひます。この中から教育を除外しなくなる、全面的に除外になるのじやなくて、私立学校についてはこれを除外するという御説明があつたわけですが、これは考へ方がいゝ／＼あると思ひます。けれども、結局教育、つまり私立学校を除外して、私立学校職員共済組合というものを作ることが、本法を適用するよりも有利なかどうか、その点を先ず御説明頂きたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 文部省のほうから国会に提案にすでになつておるはずでございますが、その案によりまして、健康保険法或いは厚生年金保険法を適用いたしますよりも有利であるという結論は出て来ないと思ひます。

○湯山勇君 それでは、例えばそれぞ

れの主官省がそのセクショナリズムに、教員は文部省で管轄する、それから医療とか助産とかいふのはこれは厚生省で別な共済組合を作るといふやうなことになるか、この厚生省としてはお認めになつていらつしや

○政府委員(久下勝次君) 私どもの立場なり考へ方といたしましては、教育でありまして、現在社会保険制度はあるわけでありまして、今度の健康保険法或いは厚生年金法の改正によつて、その適用を受けられるのが妥当であると考えて、実は昨年の秋以来文部省或いは私学連合会と何回となく交渉を続けて参つたのであります。併しなから主として私学連合会の意見でございまして、私学の教職員につきましては官公立の学校の職員と同様に共済組合制度を別個に作りたいという希望は非常に強うございしたために、私どもの説明にもかかわらず御了解が得られなかつた点が第一でございます。

第二は、次の問題は、すでに御案内のやうに私学につきましては私学教職員の恩給財団という財団法人ができて、私学の相当多数のかたがそれに加盟をいたしております。そのほか私学振興法によりまして私学共済会というものがございます。これらのものが現在私学のための制度として動いております事情もございまして、文部省なり或いは私学関係者の御了解を得られませんが、このすでにある制度を潰すこともできないといふやうな事情もございまして、私どもとしてはいゝ／＼百方説明をし、又或る意味の主張も続けて来たのでござい

○湯山勇君 そのような場合に政府としてそれを調整するような措置、或いは機関は持つていないのですか。

○政府委員(久下勝次君) そういうような問題に両省の主張が対立いたした場合には、まあ閣議あたりのでやるのが本来なのかも知れませんが、併し閣議に至りますまでに予算等の折衝等がございまして、関係省合意をいたしておたのでありますが、まあ一つ一つの事情は、私学関係のことがたの主張としては、これは次の国会に必ず議員提案を以て法律案を出すからというふうなお話があり、事実政府提案になる極く直前まで、先月の下旬遅くまで議員提案ということで話が進んでおりました。そういうふうなこともありました。そういうふうなことになるかと、これは政府内部の問題ではなかつたわけではございまして、そういう方面からそういうふうな制度が出て来るということにつきましては、政府としては如何ともいたしがたい事情もございまして、ただ先月の末になりました。急に文部省の政府提案ということに切替えられて、数日のうちに案をまとめたければならないというふうな状況になりました。その辺は少し事情が変つておりますけれども、以上のようないきさつでございまして、私どもとしても主張すべきところは或る程度主張いたしましたが、結果において意見の調整ができていないままに終つてしまつたわけではございまして、

○湯山勇君 今の問題につきまして局長のお立場としては今の程度しかおつしやられないと思つておられる。これは將來非常に大きな問題だと思つておられる。今のような点につきましては、次官の御説明をお願い申し上げたいと思つておられる。如何でしょうか。

○政府委員(中山マサ君) 只今私に発言を求められておりますが、只今局長よりお話しした通りでございます。文部省側がそういう立場をとつていらつしやる関係上、この間から私学のかたへから私もいろいろ陳情を受けておるのでございまして、私も私学出でございまして、いろいろ受け付けておりますが、なか／＼その調整がむずかしいように今のところでは思つておられます。何となく将来に就いては調整ができるように又私どもとしても努力しなければならぬまいかと思つております。今のところでは前に述べられましたほかに、以上のことは、私としては御答弁いたしかねるのでございます。

○湯山勇君 もう一つ次官にお尋ねいたします。私立学校といたしましては、現在私立学校の共済組合を作るほかに有利だということに次官は考へておられますか。

○政府委員(中山マサ君) 私はそれは氣持の問題であつて如何とも、有利であるともでないとも申し上げかねるのでございます。

○湯山勇君 続いて適用範囲拡張に關しましてお尋ねいたします。通信報道というものは、前同局長の御説明では大きい新聞社等はもうすでにこの適用外になつてゐるから、小さいのだけが該当するのだというふうな意味の御説明があつたと思つておられる。これはどの程度のものかと思つておられる。これをもう少し詳しく御説明頂きたいと思つておられる。

○政府委員(久下勝次君) 湯山先生この前おいでになりましたが、一応御説明をいたしたのでございまして、

○湯山勇君 どうも済みませんでして、

○政府委員(久下勝次君) 実質的確なものがございまして、通信業という業種に属します事業所統計調査、内閣統計局の昭和二十六年年度の調査、ちよつと古うございまして、これによりまして、通信業に従事しておられます従業員が九千五百三十八名、そのうち健康保険の適用を受ける予想される者が九千三百七十七名。別に全国主要新聞の昭和二十七年八月一日現在の調査がございまして、これはいわゆる報道関係でございまして、この従業員総数は五万六千七百七十七人上つております。このうち何人が現行の健康保険法の適用を受けているかというところは、実は私どものほうでも的確につかめないのでございます。ただ、前にも申し上げたように、通信報道関係は法人の事務所というところで強制適用を受けております。そのものが殆んど大部分でございまして、それで私どものほうとしては、以上申し上げた数字の大部分のものはもうすでに事實上健康保険の被保険者になつておる、ただそれが法人の事務所というふうなことで、或いは任意包括加入というふうな制度でなつておりますので、これをやはり表面強制適用事業のうちに入れたことが適當であるというところで今度挙げたわけでありまして、被保険者増加の数字としては特に取立ててこれを数え上げなくてもいいであらうという見込でやつたわけではございまして、

○湯山勇君 只今の御説明では、改正要點の適用範囲を拡張するという点には該當しない、ただそれをいつきり何と申しますか、業種として挙げたというにとどまる、こういうことになつておられるわけではございまして、

○政府委員(久下勝次君) 厳密な言い方をいたしますれば適用範囲の拡張であることは間違ひございせんが、ただ予算などをきめるときに、これを特定の人員を挙げてやるかどうかという予算技術上の問題でございまして、先日申上げた六十一万三千人という新規適用加入で殖える者という千くらゐの単位で切りましたものとしては、これを一体どの程度で数えてよろしいか、特に挙げなくても大数的には影響ないであらうという意味でございまして、その程度の意味におきましてはやはり適用範囲の拡張であるとも言えると思つておられる。

○湯山勇君 通信報道の中には、相当何と申しますか、把握しにくい要素もあると思つておられる、こういうのが入られて、この前に申上げた数字が、これらの中に相当大きい規模においてはつきりしたものとあると思つておられるけれども、これらがこの中から省かれてゐるということについては、前回この点についての質問中まあ質問が切れた形になつたわけですが、大企業場とか、そういうものでなくても、業態のはつきりしたものについては今回やはりその中に入れるというところは考えられないのでございまして、

○政府委員(久下勝次君) 只今御質問の点は、問題は比較の問題だと思つておられる。他のところにおきまして、

○湯山勇君 これに單に保険行政というよりも、厚生行政全般の問題として考えた場合には、むしろ興行とかサービスマネジメントとか、いろいろが対象となる可能性というか、条件が、今の局長のおつしやつたような意味でなく

て強制適用にいたすかどうかという各種の事業を全部一応取上げて、実務経験のあります、長年の経験を持つております者などを加えて検討をいたしました結果、まあ通信、報道関係は、さつきから申上げてゐるうちに、殆んどがはいつております関係もあり、又これはただ単に把握の可能であるかどうかという問題以外に、賃金の内容といふものが、いわゆる雇傭関係の実態といふものが一つの保険を適用するかどうかの目安になるわけではございまして、興行場のようなものにつきましては、確かにお話のように顯著な、大きな劇場、映画劇場などはそれ自身としては問題ないわけでありまして、ただ興行場としてはほかのものを除く理由がございせん。全体として興行場として挙げましたことを考えますと、中には把握の困難なものもあり、或いは雇傭関係、特に賃金の内容等が不同で、保険制度を適用するのにも少し検討を要するといふような意味で、今回は取上げるうちから除外いたしたのでございまして、勿論この辺の点につきましては私どもとしては將來とも永久に取上げないという意味ではございせん、取りあへず挙げました事業を差当りやりまして、更にこの種の問題につきましては実態把握の方法等を検討いたしまして、若し保険技術上可能であるという目安がつかますれば、入れるつもりでございまして、

○湯山勇君 これは單に保険行政というよりも、厚生行政全般の問題として考えた場合には、むしろ興行とかサービスマネジメントとか、いろいろが対象となる可能性というか、条件が、今の局長のおつしやつたような意味でなく

て、大きいものがあると思うのです、考え方によればですね。そういう点から、私は只今局長のおつしやつたような意味で除外したということが若し承認されるとすれば、別な面で大きい問題を起す可能性があると思いますので、今のお話のように、これを取上げるといふ立場において更に御検討をお願いしたいと思います。

その問題はそれだけにいたしましたし、なおお続けてお尋ねいたしたいのですが、衆議院のほうでは予算が修正されました、国民健康保険に対しては二〇%の国庫負担が一応、一応と申しますか、決定になったわけでありまして。そういうこととの関連におきまして健保についても考慮し直す余地はないかどうか、この点について伺いたいと思います。

○政府委員(久下勝次君) 政府委員というよりも、むしろ厚生省の職員としてお答え申し上げたほうが適當かと思ひます。私共はここ数年厚生省の主張をいたしましては、健康保険と国民健康保険と差別をつけずに療養給付の国庫の負担或いは補助をなすべきであるといふことで予算の要求を續けて来ておるのであります。いろいろな事情から本年度は国民健康保険だけが採上げられることになりましたわけでありまして。私共の立場としては、今申し上げたような従来の主張は今後も續けて参りたいと思つております。又それだけの事由が十分にあると考えております。

○湯山勇君 これは衆議院において修正された関係もありますから、次官からも一つ御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(中山マサ君) まあ一五%といつておりましたのが二〇%になつて参りましたのでございまして、いろいろの差別待遇というものは私個人としてはどうかと思つておりますので、できることならば今も局長申されましてたように一視同仁といふところに本来ならば行くべきであると思ひますけれども、今の予算の事情ではまだそこまで行つておらないことを残念に思つております。

○湯山勇君 もう一つ最後にお尋ねいたしたいのですが、健康保険の理事ですが、この理事の選出につきましては、施行令の第三十六条に出ておるわけですが、この中で理事長は事業主の選定した理事からこれを選出することになつておるのですが、これはどういう意味があるのでしょうか。

○政府委員(久下勝次君) この制度ができましたときのいきさつは、私は、つまびらかにいたしておりませんけれども、現実に各健康保険組合の理事長といふのは会社の事務関係の責任者が出ておられます。事務部長でございまして、或いは事務部長兼取締役といふような方が理事長になつておるものが殆んど例外のないやうつていふくらいの実情でございまして。そういう実際の現われから言ひましても、健康保険組合とそれ自身の運営といふことのほか、この健康保険組合に対する会社なり事業主の関心と申しますか、こういうものが健康保険組合の運営には大きな影響のあることであると考えております。事業主それ自身が健康保険組合といふものに十分な関心を持ち、会社の業績の許す限りにおいて被保険者の利益になるような意味においてい

ろいろな施設をいたしたりなどいたしておられます。こういうようなことを考へます場合には、会社の経営実態それ自身がわかつておられますような人が同時に健康保険組合運営の責任者になるといふようなことで十分成果を挙げていると私たち考えておるわけであり

○湯山勇君 今の御説明は現実がそうなるという御説明でしたが、これはそういうふうな施行令がなつておるから現実がそうなるわけであつて、むしろ理事長になつたからよくそういう事情がわかつて来るのであつて、誰が理事長になつても同じようなことができると思ふのであります。今の御説明ではちよつと納得しかねるのでありますが、そうなくちやならないといふことはどこにあるのか。

○政府委員(久下勝次君) 私は現実を見まして、その現実からやほりこういふ制度が合理性があると、こう考へまして申上げたつもりであります。勿論、そういうものではないので、健康保険組合といふものは全然別のものであるから別途の運営でやればよいじゃないかといふことは、確かに一面の理由はあると思ひます。思ひますけれども、先ほど来申上げておられますように、事業被保険者のためにいろいろの施設をやる場合に、会社それ自身も、或いは経理と申しますか、そういうふうな面との関連が常に起つて来るものでございまして。そういう意味におきまして、健康保険組合が全然会社の経営といふものと離れた運営がなされることは、私は必ずしも被保険者にとつても利益であるとはかりは言えないと思ふのであります。むしろ会社

自身の責任の立場にある人が健康保険組合の内容をよく知悉して、これが適正な発展を図るに協力して行くと、事業それ自身も協力して行くといふような態勢をとつてもらひますためには、現在の制度は私は必ずしも不合理ではないといふような意味で申し上げておるのであります。

○湯山勇君 お話の点は、そういうふうになる場合もあると思うのでありますけれども、それはむしろ組合内部の問題であつて、内部がこういう人が理事長になつておればよいといふので事業主が選定した理事の中から選ぶといふことならばよくわかるのですけれども、こういうふうな規則で押付けすることがどうなのかといふことを私はお尋ねしておるわけなんです。

○政府委員(久下勝次君) 政令でこういうふうな規定をしております意味が私が先ほど申上げたところにあるといふような意味で申上げたつもりであります。繰返して申上げましたれば、健康保険組合は会社の事業と制度的には勿論切離されたものではあるにいたしましても、実際問題といたしましては非常に關係が深いのでありまして、会社の事業それ自身も健康保険組合の運営或いは発展にできる限り協力をするといふような態勢をとることが私どもとしては望ましいと思つておるのであります。そういう意味におきまして、会社の経理なり会社の事業運営なりといふものとの関連において健康保険組合を考へるといふような制度をとりますためには、先ほど来申上げておられるような現実に理事長になつておられる人のことを申上げましたが、そういうふうな考え方で、そういう人々が

理事長としてやつて行くのが適當であらうと、こう考へたわけでありまして。

○湯山勇君 私の聞き方がどうもはつきりしなかつたかと思ふのであります。が、つまり健康保険に対して会社側のこのような干渉を認めるか認めないかで、健康保険組合が健康保険組合として自主的に成長して行く、發展して行くといふことを念願した場合には、こういうことははや廃止する段階ではないかと、むしろこうすることは不當ではないかといふようなことがほうほうから言われておるわけでありまして。それについてどうお考へになりますか。

○政府委員(久下勝次君) 健康保険組合の自主的な運営といふ点は、私どもも当然尊重して考へなければならぬと思つております。現在の運営機関といたしましては、被保険者側と事業主側と同数の理事が出ることになつております。そして、その事業主側から出ました者の中から理事長は出ることになつておるわけでございます。如何なる場合でも組合の運営は同数の理事者によつて運営されるわけでございます。組合自身の構成又そういうふうになつております。従ひまして、私はそういう点から申しますれば、組合の自主的な運営といふ面におきましては別段支障はないものと思つております。

○湯山勇君 局長のおつしやつたところまではその通りなんです。双方同数の理事が出て運営するといふところまではよくわかりました。その上なぜ事業主の選定した理事が理事長になるといふことを加える必要があるかと、こういうことなんです。

○政府委員(久下勝次君) 同じことを繰返して恐縮でございますが、それは私が先ほど申し上げておりますように、健康保険組合というものが自主的に、民主的に運営されるということを無視すべきでないということは、私も全然同意でございます。併しながら同時に又会社の経理状況などの関係もありまして、できる限り会社が健康保険組合の発展に協力をすると、単なる事業主負担としての保険料を納めるばかりでなしに、それ以外にいろいろの面において協力をするというような態勢をとらせますためには、私は理事長を事業主側選出の理事の中から選ぶというところが否定されるべきものでもないと考えておるわけでありまして、

○湯山勇君 否定されるべきものでもないというの、是非そうしなくちゃならないというのですか、そういうことがあつても差支えないと……
○政府委員(久下勝次君) 妙な言い方をしまして失礼いたしました、私はそうでなくてはならぬというほどまでには考えておりません。先ほど来申し上げておりますように、ただ実際の考え方としては、これが会社の経営それ自身と健康保険組合の運営そのものと密接な関係をつける意味において、会社の責任者が理事長として出るといふことは私はよいと思つております。又現実にもそういうふうになつております。私は、私は親的なと言つて語弊がございまして、議論としては多少問題があるにいたしましても、実際問題としては大多数の組合がこれであつて現状運営されておると私は思つておるものでありますから、それらの点を加えて、さういふ方をしたわけでございます。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御質疑ございませうですか。
ちよつと久下君にお尋ねしますが、さつき湯山委員から健康保険の適用範囲の拡大のところで教育の問題があつたはずで、その時に出席した今度閣連して私立学校教職員共済組合といふものが出たわけですか。この法律をいふから一生懸命読んでみたのです。これは私は非常におかしいと思つたのです。実際現在日本の健康保険制度といふものは非常に複雑多岐で、社会保障制度の実行はどうということになしにも対立して行かなければならない。それを同じ政府である文部省は殊更日本の社会保障制度のシステムを壊して行くような特別の立法を作つて行く、これを厚生省が黙つて見ておつたか、反抗したか知らないが、おかしいと思つたのです。これは政府自体がぶち壊しておるのだ、而もこの法律をみますと非常に危険性があるのです。この財政といふことは正しいと思つた。将来きつと困つて財政的にもどうにもならぬという時期が来るのではないか。それから又これに加算しておつた人が、私立学校におつた人が他の職場に行つたときに今度は年金を受ける資格がなくなる、短縮する、いろいろ欠点が多々ございまして、これらと思つたのです。これを厚生省は黙つてみておつたのか、反抗したのか知らないが、これは厚生省だけの責任ではないだろうが、これは日本の官僚の縄張りの最たるものだと思つておるのです。却つて政府自体が社会保障の体系をぶち壊して行くのではないか、今度の軍人恩給もそうです。自分でぶち壊して行つておるわけですか。そういう意味で一つ保険の最高の責任者である久下保険局長どう思われますか、一つ聞いておきたいと思つた。将来重大なことなんでしょう。

○政府委員(久下勝次君) 先ほど湯山委員の御質問にお答えを申し上げたのであります、それ以上何も申し上げることもないのでありますが、考え方によりまして、私も結果においては微力のいたすところであるかと思つた。ただ強いて申し上げますれば教育は特殊のものである。教育基本法から申しましても、私学としてはこの問題を表現することは絶対の必須条件であるといふことで、私なり或いは他の課長なり私学関係者或いは文部省と折衝をしたことは恐らく数え切れないほどやつたのであります。併しながら結局最後まで私どもの申す一般的な制度の中に入り込むといふことについて了解を得られなかつたといふことが一つ、もう一つはすでに先ほど申し上げたように財団法人私学恩給財団、財団法人私学教職員共済会といふような既存の制度がございまして、そういうものにつまましては私どものほうの法律でこれを解散をせしめるような措置をとらなければ、この健康保険法なり厚生年金の端用はできないわけでございます。その辺の事情もございまして、私どもとしては極力了解を得ますように努めたつもりでございますが、結局この特殊性という主張の下に、別個の制度を作ることとを譲られませんでしたので、実際正直なところ止むを得ず賛成いたしましたわけでありまして、併し賛成はいたしまして、確かに現在すでに少くとも四千人を超える教育従事者が健康保険、或いは同時に又厚生年金保険の適用を受けておる実情もございまして、これらのものの扱いをどうするかという問題、更に今お話のように将来相互の関係調整をどうするかという問題、これは非常に面倒な問題でございます。別個の制度ができればできるだけいろいろ面倒な問題が起ります。で、それらの点を考えて繰返し一本化されることを要望したわけでございますが、依然として私学関係者の了承を得るに至りません。そこで止むを得ず、せめてそれでは現在厚生年金保険法、或いは健康保険法の適用を受けておりますところにつまましての将来の取扱について調整規定を設けるにとどめ、一切を将来に譲るような、非常に法律の制度自身といふものが不徹底なものになつておるわけでございます。ただ私どもが今申し上げたようないきさつから、この国会の、而も終りに近づきましてこの案が出たのであります。が、ただこれはなぜ私どもが止むを得ないながら賛成したかと申しますと、これを国会に運くとも多少無理でも提出しておきまさんと、今の健康保険法、厚生年金保険法の改正内容ではどうしても強制適用になつてしまふ。ここにおきましてすでに既存の制度もあり、又私学総連合あたりの別途の制度を作ろうといふ強い希望もございまして、将来若しかよような制度が再び別途の案として出て来るようなことになつてしまふと、現状以上に両制度の調整というものは困難になりますまいか、そこでどうして了承を得て別個の制度を作るといふことでありますれば、この国会に何とか出してもらえませんか、双方のために適当でないというよりは、事情も考え合はせて同意をいたしたわけでございます。

な考え方、これは私どもの気休めの考え方かも知れませんが、一つの大きな健康保険組合が別の法律によつてできたといふような考え方でもできないことはないであらうし、そういう考え方をいたしますれば、社会保障の均霑といふことで、言葉が適当でありませんが、均霑と言つてはおかしいのでございますが、そういう点から申しますれば、必ずしも退歩でないとも考えられないこともないといふような考え方を、厚生省としては考えたわけでございます。

○委員長(堂森芳夫君) まあえらく苦しいのであります、いいです。それ以上責めてもしようがないから。
○山下義信君 二つほどちよつと尋ねたいと思つた。簡単なんです。
今回の改正で私どもも適用の範囲の拡大、或いは標準料金の最高の引上げ、殊に療養給付の延長等は、これはもう双手を挙げて賛成するにやぶさかでない。これは言うまでもなく衆議院のほうでも御議論があつたと思つたのですが、傷病手当金が据置になつたこと、この点は非常に遺憾に思つたのです。前回この点で他の委員から質疑があつたときに、政府は船員保険と比較して同様の処置も取りがたい理由を説明せられたように思ふ。私は今日伺いたいと思つたのは、これを据置にした理由が何かほかにあるのじやないかといふふうな気がするのです、これを据置にされたどうもお氣持が納得しがたいのであります。一つ政府のお考えを伺いたいと思つたのです。それで私は健康保険は非常に重大に思つたのです。これはもう各種保険の中で、それは我が国

で自慢をしてもいいような、余り褒め過ぎていたかも知れませんが、まあ制度であつて、又運営の状態であつて、そうして医療保険のこれが何と言いますか、根本的なものであつて、私がこれがある基礎で、実は各種の医療保険もこれの右に倣えといつた大本山、両保険は大本山の制度なんです。この制度はこれだけ自他共に完全になるように、制度の上におきまして、運営の面においても、お互いにこれは実はやらなければならぬ。日本における制度の中心だけではなくて、諸外国と優秀を争うほど日本としての力を入れたい制度なんです。この制度に欠陥があつたんでまずい。それで他の方面がどれだけよく改善せられても、完全な給付の状態が、不完全なままに置かれておるといふことについては、保険行政の当局者においては、相当重大な理由が私にはなくてはならぬと思つて、必然的、もう必須条件の傷病手当金の期間がそのまゝに置かれておるといふこの制度の在り方は、これはただ単に金の都合といつたようなことではおかしいのです。私は保険経済の状態が許さんというような答弁では、これは制度ですから、そういう程度では、これは保険経済の理由といふことも相当重大でしようけれども、私は金の都合でこういう大きな保険制度の上に少々の欠点があつても行くんだという、被保険者のほうに重大な利害関係を伴うことのようなことが、それが執行状態のままで置かれたといふことについては、これは当局に相当なお考えがあり、或いは又将来についても今これは暫定的だが、この次の段階ではこうするのだと

いう考えがなければならぬと思つて、この点を質問を伺つて置きたいんです。
○政府委員(久下勝次君) 只今の問題につきまして、健康保険法だけの関係で申上げますと、従来から現行法におきまして、すでに療養給付期間二年と、傷病手当金の支給期間とは食違ひがあつたんでございまして、一般のものにつきましては六カ月、結核につきましては一年半といふふうに、療養給付期間との違ひがあつたわけでございまして、これは簡単に申上げますれば、財政の事由といふことに尽きますので、給付はやはり保険でございまして、財源がございまして、そういう制度を実施すること困難であります。私どもは、療養給付金をいたしまして、現行の傷病手当金の給付期間を、皆一率に三年にいたしますと、年間三十一億円の財源が必要でございまして、そこで保険料率の引上げといふことは、これは困難なこととは私から申上げるまでもございせん。そういうようなことで、結局三年延長をやるか、傷病手当金の問題を解決するかというようなことも、一応は考へてみたのでございまして、ただ三年以上の財政需要といふものは、それ大きくございせん。三分の一以下で済むわけで、而も一般の要望は非常に強いことでもありますから、先ずこれを取上げることにいたしましたわけでございます。

と申しますか、従来短期給付の部門が赤字を続けておりました。長期保険の積立てを食つておつたのでございまして、そこで三年ほど前から、料率の改訂をいたしまして、千分の十四に相当する保険料を、短期保険の赤字補填のために徴収しておりましたが、これが今年一ぱいで大体赤字の補填がつく見込みでございまして、その後は、この保険千分の十四といふものは、元に戻すか、何かの財源に充てるかといふことになりまして、そこで社会保険審議会を開きまして、関係者に御相談を申上げたところ、どうしても傷病手当金は、従来通り給付期間と一致させてもらいたい。その代り、余剰を生じました料率は、そのほかに一部廻して、船員保険に充てたいと思つたので、船員保険は、なお念のため申上げますが、従来から療養給付期間二年間まで傷病手当金を出しておつたのであります。こういうような現行制度との関係もございまして、止むを得ざる措置として傷病手当金には手を着けなかつたのであります。將來の問題として考へておりましたことは、私どもは、先ほど申上げました療養給付金に対する国庫の補助を、健康保険においても実施してもらいたいといふ大きな理由の一つとして、その傷病手当金が止むを得ず減少のまま据え置かれざるを得ないといふようなことを主張をいたすつもりでございまして、そういうことによつて健康保険といふものに対する国庫の補助も、実質的な理由も立つてゐるわけでございまして、そういうものを中心といたし

まして、先ず傷病手当金の支給に充てるようにいたしたい、こう考へてゐる次第であります。
○山下義信君 私の質問に対する後段の御答弁は、やや明快な御答弁を頂きまして了承したのでありますが、なお関連して伺いたいと思ひますのは、保険料の問題ですね。私はこういう状態なら、最近の健康保険の財政状態、大変順調と私も仄聞してゐるのであります。保険料は当分値上げの意思はない。さういふ計画はないと承してよろしくございまして。
○政府委員(久下勝次君) 只今のところは、保険料率の引上げは考へておりません。
○山下義信君 今保険財政の状態、先般も御説明があつたと思つたのでありますが、大体順調なようである。殊に今次の改正その他から、最近の賃金のベース・アップ等から相当に順調な状態でありまして、この保険財政のお見通しは、当局はどういうふうにお考へておられるか。現在の大体と、まあ近い将来のお見通し等、この際承つておきたいと思ひます。
○政府委員(久下勝次君) お答を申上げます。昭和二十八年年度、即ち今年度のこの改正案によりまして、支出増は、歳入増を含めまして、本年度は歳入歳出合計三百五十三億七千九百万円と、およそ予定をいたしてゐるのでございまして、これは予備費の三十五億、大体一〇%相当額を見込んでの数字でございまして、大体これで、実際上もこの予算によりまして、本年度は歳入歳出のバランスをとつて経過できるものと考へてゐる次第でございまして、なお今申上げた三百五十三億の歳入歳

出予算の中には、昭和二十六年に保険の財政状態がよろしくございまして、約十億円の剰余を生じ、繰立てしておりましたので、これを本年度の歳入の中に受入れることにして、昭和二十八年年度の収支面は相償うわけでございまして、二十九年度につきましては、まだ的確な数字を出しておりませんが、大體最近の標準報酬が漸次引上る傾向にございまして、料率の変更をいたしませんでも、現行のよゝな給付の状況を続けて行くのでありますれば、やはり本年度と同様の経過をとつて二十九年度を送ることができると考へてゐます。さういふことで、さういふ財政ではございせんけれども、かといつて初めから赤字が予想されるような財政状態ではないのでございまして。
○山下義信君 二十七年のバランスはどのくらい剰余が出たといふことでしょうか。まだ決算はしてゐられないようですが、大體の。
○政府委員(久下勝次君) 非常に的確な数字でございせんが、昭和二十六年度同様に約十億とよつと超えまして剰余が出る見込みであります。
○山下義信君 大変まあ保険経済が順調に行きまして結構と思つたのですが、これは今局長がおつたように、主たる原因は言うまでもなく保険料の増収にあるわけなんです。従つてこの保険料の納め手である被保険者のためには常に保険経済の在り方と関連をして給付の内容の向上を図るべきことは言うまでもないこととす。私はこの際政府に伺つておきたいと思ふのは、現在初診料の一部負担をやつておる、これはいつになつたらやめるといふお考へでありますか、承つておきたい。

○政府委員(久下勝次君) 初診料の自己負担をやめる方針は、只今のところございません。これには多少勿論議論がある点も承知をいたしておるのをごさいます。当分の制度はこのまま続行して行きたいと思ひます。

○山下義信君 どういうわけでやめる意思がないのか、その理由をおつしやつて下さい。

○政府委員(久下勝次君) 初診料を自己負担にいたしました一番大きな理由は、いわゆる濫受診と申しますか、こういうものを適当に抑制をする趣旨であると私は了解しておるのであります。ただ金額が非常に僅かなものであります。この程度のことでは被保険者としても一回だけのことであります。その、負担をして頂いても實際的には窮屈なものでもないだろうという考え方でやつておるものと承知いたしております。

○山下義信君 私は当局の御答弁に承服したい。この初診料の一部負担は、濫診濫療の弊を、濫受診ですかを防退するために設けたんだという御説明であります。私はこれは意外な御説明を聞くのです。保険のことは素人でありましてから教えて頂かなければなりませんが、私どもが初診料の一部負担を認めた当時は、保険経済の赤字を解消するためにやるんだ、こういうことが理由であつた。その当時の同僚委員の諸君の中には、そういう被保険者の一部負担を以て診療請求上の弊害を防退するそういう制度を設けたらどうか、という議論があつたときに、当局は否定をして、そういう考え方のいうものについては同意しがたいと

いうことを厚生省はその見解を表明して、そうしてこの初診料の一部負担について改正を要求せられたときは、これは保険経済の赤字をカバーするためだ、保険としては好ましいことではないのであつて、よろしからんことであることはわかつておるけれども、赤字のために万止むを得ないのであつて了承をせられたと、こういう御趣旨であつた。今日只今当局の方針を聞くといふと、これは健康保険制度の今言つたような目的のために当然存続する制度であるという言明なんだ。私はその答弁は了承したいのであります。当局はいつこの初診料の一部負担についてその性格をさういふ見解に変更せられたのであるか。その点を明白にして頂きたい。

○政府委員(久下勝次君) 私はこの改正のときの実情を審かにいたしておりましたが、ただ、今お話しのこととは私が申したものと決して違つておると思ひないうのでございませう。結局初診料を自己負担をさせるかどうかというところは、実際に保険の財政に響いて参ります。受診率に相当な影響があると思ひます。私自身もこういうことをいつまでも残しておくといいことがないと思つて申上げておるのではないのであります。療養の給付をやるという本来の健康保険の建前から申しまして考えて行かなければならぬと思ひます。負担というのをやめまして、そうして保険でこれを負担をするというふうなことに参ります。結果におきまして只今のお話のように、従来そういう御説明をしたとしますれば、財政に相当影響がございませうので、止むを得ざる

制度としてこういうものが設けられておると了解をいたしておるのでございませう。

○山下義信君 私はこの点は実は前の記録を見てみたのです。そうすると、政府は、これは非常に当時議論をした問題であります。保険経済が順調になつたらば、もういの一歩に廃止するといふことを言明しておるのです。それでそういう場合場合には保険料引下げと初診料の廃止とをどつちを先にやるかと言つたらば、保険料の引下げよりは初診料の悪い制度を一番先にやめなうと言つて、この制度は好ましくないから制度であるといふことを言つておるのです。この初診料の一部負担の制度は、政府はこれはただ単に保険経済の成行き止むを得ずして一時の手段としてこれをやつたという形ではなくして、今のうちに制度の運用上、是非必要を制度であるといふ見解にこれが変つたといふことになる、私共は重大に考えなうやならぬという気がするのです。ですから、今のあとの二度目の御答弁では局長も余り好ましい制度じゃない、誰もこういふ制度がいいと思ふ者は一人もないでしよう。名義は何であらうと、被保険者に一部の負担をさせるというところは、これがいいと考える者はない。そういうやり方によつて今の濫受診の弊を阻止しようといふようなことについては、そういうことの可否又そのことが果して所期の目的を達し得る最良の手段であるかどうかといふことは、もう議論が済んでおる。誰でもこれがいいと考へてゐる者はない。これは保険経済が通常状態に立直つたとき

と私共は考へる。若し政府の答弁の一部を容認して、それから濫受診のための制度というならば、初診料の料金すなわち初診料の点数等には何らの関係がないと言わなければならぬ。四点であるうと十点であるうと何ら関係がない。そういう制度さえあれば弊害が防退できる。私共はこの初診料を一部負担させたのは保険経済又赤字のカバーのために好ましくからん制度であるが一応認めよう、こう言つた。であるから、できるだけ安い方がいい、被保険者のためにもできるだけ安い方がいいといふことを当時しきりに主張したのである。そうして現在のような状態になつたと思ふ。従つて、目的によりましてはこの初診料の料金といふことについても非常に関連がある。ですから、これについての当局の御方針を明確にして頂きたい。従来この初診料を一部負担させたときの厚生省の方針、即ち保険経済の赤字のためにこの種のことを止むを得ずしてやつたと、通常の状態にあつたらば速やかにこれは廃止するといふ方針を堅持する、或いは現在の保険制度の運用のために必要な制度であるといふ見解をとるか、而してこの初診料の料金の問題についてはどう考へるかといふことも関連して私は明確にして頂きたいと思ふのです。保険経済が順調になつたのは久し振りであります。これはもう自他共に赤字で苦しんで、いろいろ政府も努力し、我々も驥尾に附したのです。久し振りに順調に保険経済がなつた以上は、何らか健康保険の制度の上に改善が加へられて行かなければならない。常に機会を得て改善をして頂かなくちやならぬ。数百万の被

保険者のために要求せざるを得ん。それで当局の態度をこの際明らかに言明しておいて頂きて、それに対しては私ども議論はいたしません。その言明を十分に噛み砕いて、味わつて我々も検討したいと思ひますから、正式の言明をして頂きたいと思ふのであります。

○政府委員(久下勝次君) 最初に私が申上げましたことが、言葉が足りません。或いは御了解を頂けなかつたかと思ひますが、私が差当りこの初診料の一部負担をやめる意思はございませんと申上げましたのは、今度の改正をいたします際にも、その点は比較考慮いたしたつもりでございませう。それは範圍の拡張でございませう。或いは給付期間の延長でありますとか、それぞの制度と、一方における初診料の自己負担をやめるといふことと比較検討いたしたつもりでございませう。私どももいたしましては、初診料の自己負担をやめるといふことになりました場合の保険財政への影響、これは非常に的確なものは掴めないでございませうけれども、相当の影響を及ぼすことは事実だと思つております。それと今度の三年延長なり、或いは範圍の拡張なりといふものと比較いたしました場合には、この際初診料の一部負担は現状のまま据え置きましたも、三年延長なり範圍の拡張なりはやらなければならぬのであろう、こういう判断の下に初診料の問題を手を離れなかつたのでございませう。将来の問題として今ここで具体的にどういふような措置をとるかといふことを確信を持つてお答えをすることができないことは甚だ申訳なく思ふのであります。それはやはりいろいろ

いる新しい制度を採用をいたし、これが保険財政なり、保険料率なりに影響いたします問題であります場合に、それとの比較権衡においてこの制度をやめるほうを優先すべきかどうかということにならうと思つてございませう。ただ現状のまま進んで行つて一部負担をやめても十分財政的に心配がないということであれば別でありますけれども、健康保険の制度につきましては、例えば先ほど来もお話になつております範囲の拡張等の問題でも、まだまだ問題が残つておるといふような実情でございまして、その辺のことは又具体的な問題にぶつかりました際に優先順位だけは緩和させて頂きたいと思ひます。ただ方針としては、只今お言葉の中にあり、又厚生省が年来考へておられますように、これが欠くべからざる制度、或いはいい制度であるということ、私どもも毛頭考へておりませんので、ただ条件が許しさえすれば、私どもとしてもできるだけ早い時期にやめたいという考えは持つておるのであります。

○山下義信君 これは今の一応の御答弁を承つておくことにいたしました。私ども検討させて頂く。それで私はこの法案の審議に関連して希望しておきますことは、こういう問題も一つ政府においてはつきりして頂きたい。見解の相違は止むを得ませんことであるから、はつきりしておいて頂きたい。それで、恐らく一部負担ということと、問題は私は二つあると思ふ。それから初診料の料金の問題と相絡んで私はこの問題が伏在しておると思ふのです。私ども門外漢で客観する限りで

はありますが、恐らくこういう料金のについても相当手直しをしなければならぬようなこともあるのじやないかと。思ふ。そういう場合に、この種の制度の性格を明確にいたしておきたい。これは、今後当然起きて来る問題であらうと思ふので、当局の見解を質したのであります。これは今の御答弁を承つて、私はこれに対する可否の議論は留保をいたしておきます。私の健康保険法に対する質疑はこれで終ります。

○委員長(堂森芳夫君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて下さい。

それでは船員保険法の一部を改正する法律案並びに国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案につきましては質疑も尽きたものと認めることに御異議ございませんですか。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれより賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○中山壽彦君 もう質疑もないようです。すから、討論を省略して、直ちに採決に入られんことの動議を提出いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の中山君の動議に御異議ございませんですか。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

国民健康保険再建整備資金貸付法の一部を改正する法律案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは御起立を願ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でございます。よつて両法案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を附することになつておりますから、両案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

大谷 豊潤	藤原 道子
神原 亨	高野 一夫
中山 壽彦	林 了
廣瀬 久忠	湯山 勇
山下 義信	

○委員長(堂森芳夫君) 署名漏れはございませんか、署名漏れはないものと認めます。

なお本会議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 次に社会保障制度に関する調査を議題といたします。先ず九州地方水害に関連して援護法の適用者対策について藤原委員の質疑を行いたいと存じます。

○藤原道子君 私はこの際伺ひたいしたいと存じますのは、今回の水害は

非常に目を蔽うがとき大惨害でございまして、その地方住民の生活の困難さは想像に余りあるものがあるのでございませう。そこで今回罹災地の遺族の人々からいろいろと陳情がございまして、傷痍金として五万円の公債が遺族に渡つておりますが、これを是非現現金化して欲しい。この現金化の際には生活に困難な人というようなことはあるけれども、この際災害地の遺族に對しましては、若し要求があつたならば、是非とも無条件で現金化してやつて欲しい、こういうふうな考へるのでございませうが、政府はこれに對してどのような考へを持つておいでになるか。

政府のほうへも恐らく私は要望があつたと思ふ。これに對して今日まで政府がとつて來られた経過について、又その御決意について伺ひたい。

○政府委員(中山マサ君) 只今藤原委員よりお申出の通り、今度の六十年來という大風水害に對しまして、又和歌山のほうで昨晩のラジオ放送によりまして、奈良のほうまでもこういうものが及んでおつて、非常に私どもは憂慮いたしておりましたのでございませうが、当初から何とかしなければならぬまいという考へが政府内部にも起つておりました。いろいろの御陳情も頂戴をいたしたわけでございませう。それでは今まだ予算が本予算は通つておりませんけれども、暫定予算の中からは三億三千万のお話の通り生活困にかかつている人というだけではない、一般を目当てといたしまして、この債券の現金化を図つておることとございまして、八月一日からこの実施を見ることに運びがたいと存じます。

○藤原道子君 只今三億というところでございませうが、それで災害地の遺族たちの要望に應えられる自信がございなるのでございませうか。

○政府委員(中山マサ君) 徹底したことは或いはできかねるかも知れないと思ひますけれども、御案内の通り暫定予算でございませうので、今早速その程度でございませうと存じます。詳しいことは大蔵省のほうから見えておりますので、答弁いたさせます。

○藤原道子君 私はこの問題について三億なんというところは絶対に不足な得ない。暫定予算だからというお言葉でございませうが、暫定予算を組むときには、こうした風水害などということからそういう災害の起つたときには、緊急な措置が講じられて然るべきであると思ひます。それで洩れ聞くところによりまして、なか／＼大蔵省のほうで難色だからというふうに関ひておられますが、大蔵省の考へをこの際明確にお伺ひして頂きたいと思ひます。

○説明員(藤田茂君) この件に關しましては、大蔵省と厚生省のほうとが打合せをいたしまして、只今中山政務次官からお答えいたしました通り、約三億円の公債を緊急に引替えるということにいたしました。その三億円では十分ではないのじやないか、もつと増やされていいのじやないかという御意見でございませうが、私どものほうをいたしたものでございませうが、何分遺族国債買入れについての要望は非常に多いのでございませうが、予算の点

から、恐らく一部負担ということと、問題は私は二つあると思ふ。それから初診料の料金の問題と相絡んで私はこの問題が伏在しておると思ふのです。私ども門外漢で客観する限りで

でやはり際限がございまして、とにかくこの程度実施しようというところに大蔵省のほうと厚生省のほうとで相談がまとまった次第でございまして。

○藤原道子君 それではお伺いいたしますが、厚生省では現地の遺族の現金化についてどのくらいあつたら足りるというお考えでしょうか。そして大蔵省へ御要望になりましたのはどの程度の金額でございしたでしょうか。

○説明員(大蔵省) 水害地における遺族のかたへ全部を御満足させるといふのには一体どのくらい金が必要かという御質問でございまして。この点につきましてどの程度までいわれる水害地における遺族のかたに現金化するかどうかという点にかかっているかと思つております。いろいろな点から考えまして、現在までやつております生活保護法該遺族世帯ということでは余りにきつ過ぎる、それでこれをはずしまして、相当程度の被害を受けておる御遺族のうち、生活保護法には該当しないけれども、生活の困難なるかたに限りまして、三億という数字を出したわけでございます。この程度では或いは現地の御遺族を満足させることもできないかとも思ひますけれども、その辺は、国の財政も、今大蔵当局のほうから御答弁がありましたように、いろいろな関係もございまして、この程度というところで御相談がまとまったわけでございます。

○藤原道子君 もと／＼水害地の問題に對しましては遺族の公債などを振舞うけること自身が本当は無理なんです。けれども、なか／＼国の手が予算の関係などから十分に行かないので、遺族たちからこういふ要望が出てお

る。でありますから、これに對しても、たつた三億より金が出ない、ほかの方面にも相当金額を要するからといふお考えでございしますけれども、九州だけだつても私は三億では無理だと思つております。まして、次々と、和歌山県を初めとして恐ろしい水害が襲つておられます今日、飽くまでも三億に抑えてやるつもりでございしますか。私は生活保護法よりやや上廻る線ではないかと考えに對しましては納得ができないのです。とにかく政府は、遺族の公債はいつでも現金化するようなことを盛んに宣伝されたのです。それは中山政務次官も御承知だと思つております。ところが、だん／＼に締めて来て、生活困窮者というやうなことで、今誠に方々に、思いもよらない水害のためにどん底に陥つたやうな思いをしておりまして、これら遺族の人たちが、せめては公債でという考えになつておりますときに、どうも三億でこれを押切ろうとするのは余り愛情がないやうに思つてございします。その点はどうかふうにお考えでしょうか。生活保護法よりやや上廻るというお考えでございしますか、それはどの程度に考えておられるのでありますか。

○説明員(藤原道子君) 只今申し上げました三億という数字は、過日の九州及び山口県の水害に對する分でございます。和歌山県その他の今回の水害につきましては、又別途御相談する予定にいたしております。

○藤原道子君 三億で、九州等若し三億で足りないときには、当然これは増額されるお考えでしょうか。どこまでも三億で抑えて行こうとお考えなん

でしようか。その点を明確にしておきたい。

○説明員(藤原道子君) 正確な数字を申し上げますと、三億一千八百九十五万円という数字で御相談いたしましたのでございしますが、今回の九州山口県を中心とした分は一応これだけ買上げるというふうにいたしております。

○藤原道子君 足りないときには増額するのですか。

○説明員(藤原道子君) 一応増額しないという考えでおりますが、どうしても何かの事情で必要が起つたという場合には、又御相談するやうになるかも知れません。

○藤原道子君 何かの事情というのはどういうことなんですか。私は当然その本人の持つてゐるお金は、公債は、必要のあるとき、困つたときには換えてやるという条件になつておるのです。遺族に對する五万円の公債というものは、無理なところへ、こゝういふ災害のときにこれでせめていつでも現金に換えてもらつてという希望ですね、こゝういふものを抑えるというふうな無理だと思つておるが、どういふふうなお考えでしょうか。それ以外の方法で十分補助ができるというお考えなんですか。

○説明員(藤原道子君) 先ほど申し上げましたように、厚生省のほうと御相談いたしました。今回の九州、山口県を中心とする水害によりまして生活が困難に陥つたものという数字を算定して頂きまして、その結果この数字が算出せられましたので三億一千八百九十五万円を上げるといふことに決定したわけでございます。

○藤原道子君 私はこの際大蔵省に申

上げたいと思つるのは、大蔵省ではとかくこの厚生問題に對しては冷淡で、もう少し金を出したら本當に悲惨な状態に陥らなくても済むやうな場合にも、非生産的であるといふことによつて予算を縮めて来ております。こゝういふ点に余計に何と申しましたか、犯罪を生んだり、或いは親子心中を生んだり、いろいろ／＼な社会的な悪や社会悲劇を起しておる原因になつておるのです。例へて言へば私は今度の問題にいたしまして、大蔵省から、厚生省の關係ではないけれども、災害復旧費、当然やらなければならぬ災害復旧費にいたしましては予算がないといふことで縮めておる、今年度等も要求のそれこそ三分の一かそこらしか出ていない、こゝういふ点で、当然復旧していただければこれほどの災害は食い止めることができたかも知れない、けれども、こゝういふ点はこれは別に生産に關係がないからといふやうなことでいつとも削られてしまふ、そゝういふやうなことが思ひやうな不幸を招く結果になつておる、こゝういふ点からいいたしまして、私は十分お考えを頂いてこの思ひやうな不幸に陥つた人に対しまして十分な厚生省等の、厚生省の見込んだ要求に對しましては今度は余り紐を締めないうちに、もつと救済の手をのべられべきだと思つておるのです。その点は私は強く要望いたして置きます。

それから序でに災害復旧費は毎年要求のどのくらい出しておるのですか、わかりますか。

○説明員(藤原道子君) その点はちよつと所管外になりますので私からは……

○藤原道子君 くだいようですけれども、この点は十分厚生省のほうとお打

合せになつて……、ほん／＼から懇話の聲が起つて来て、こゝういふ混亂的な状態のところへはとかく共産党等の手のび易いのでございします。こゝういふ人たちに乗ぜられないやうな援護の手を差延べられることを強く要望いたします。

○説明員(藤原道子君) 御趣旨はよくわかりましたので、今後とも厚生省のほうとお打合せをいたしまして、御趣旨に副うように善処したいと思ひます。

○藤原道子君 中山政務次官に篤とお願いをいたしておきたいと思ひます。あなたは平素より遺族問題につき或いは引揚げ問題については、とりわけ熱心に努力しておいでになつたと思つております。今回非常に困難に陥つておられます。こゝういふ人々を中心としたしまして、この思ひやうな災害のために非常な困難に陥つておられます。人々に對して、どうか十二分な母心をもつて厚生省の責任においていろいろ／＼な問題が起らないやうに処理されんことを強く政務次官に要望いたしておきます。

○政府委員(中山政務次官) 藤原委員のお言葉、確かに有難く頂戴をいたしておきます。厚生省といたしましてはやりたいたことも多々ございしますし、又いろいろと予算の面も苦しい立場に追込まれておるのでございしますが、とにかく皆様方の御同情的お言葉をいつも頂いておられますことは誠に有難いことと思ひます。いろいろ／＼とそゝう人たちに對する保障上の問題、これはできることなら皆様方に本當にもつと差上げたいと思ひます。藤原委員と私に少しも変りがないのでございします。何とかしてやりたい。併しまあ今までの規定によりましますと、生活困難

福祉法人育心会理事
長 丸山清美 外二十六
名

紹介議員 石川 榮一君 松永
義雄君

戦後民間社会福祉事業施設の経営は、
共同募金の配分等によりかろうじて維
続しているが、事業施設の拡張、改
造、修理等の臨時費または運営費の調
達に困難をきわめており、低利融資制
度の途なくしては民間社会福祉事業の
経営はきわめて窮乏に陥ることになる
から、すみやかに社会福祉事業金融公
庫を設置せられたいとの請願。

第二〇八一号 昭和二十八年七月四
日受理

生活保護法の最低生活基準額引上げに
関する請願

請願者 富山県東礪波郡城端町
国立療養所北陸荘内
石渡正好

紹介議員 館 哲二君

生活保護法による現行の最低基準額が
あまりに低いため、生活扶助を受けて
いる入院患者の生活は悲惨を極めてい
るから、現行最低生活基準額を大幅に
引き上げられたいとの請願。

第二〇八二号 昭和二十八年七月四
日受理

生活保護法による入院患者の生活扶助
料引上げの請願

請願者 富山県東礪波郡城端町
国立療養所北陸荘内
石渡正好

紹介議員 館 哲二君

現在生活保護法で規定する生活扶助料
は、四百五十円という余りにも極端な
低額であるが、これは、昭和二十四年
に厚生省が当時の物価指数をもつて算
出したものであり、以後四年を経過し

た今日、物価にも相当の変化があるに
もかわらず何等の措置がとられてい
ないため、結核患者は、安静を必要と
しながらも袋はり、膳写印刷などの内
職によつて生活費を賄わなければなら
ず、療養治療に大なる支障をきたして
いるから、長期入院患者の生活扶助料を
二千円に引き上げられたいとの請願。

第二〇八三号 昭和二十八年七月四
日受理

国立療養所入所者規程案撤回に関する
請願

請願者 富山県東礪波郡城端町
国立療養所北陸荘内
石渡正好

紹介議員 館 哲二君

この度厚生省においては、国立療養所
入所患者のために新たに入所規程案を
法文化し、近くそれを実施するように
聞が、本規程案は、療養所の実態と
患者の生活状態にそぐわないことはも
ち論、患者自治会を否定し、かつこの
規定を守らない者には強制退所という
患者にとつては死刑にも等しい極刑を
もつて臨み、憲法によつて保障されて
いる基本的人権を侵害するものである
から、すみやかに本規程案を撤回のた
め適當な措置をとられたいとの請願。

第二〇八五号 昭和二十八年七月四
日受理

未復員者給与法適用患者に対する生活
扶助料支給の請願

請願者 富山県東礪波郡城端町
国立療養所北陸荘内
石渡正好

紹介議員 館 哲二君

戦争犠牲者に対する各種援護法の制定
と相まつて戦争犠牲者に対する援護対
策が確立されつつあるとき、戦後すで
に七箇年いまだお病床にあつて悲惨な
毎日を過している傷者の生活は困窮
を極めているから、これら未復員者給
与法適用患者に対し生活扶助料月額二
千円を支給せられたいとの請願。

第二〇八六号 昭和二十八年七月四
日受理

結核病者に対する医療保障の請願

請願者 富山県東礪波郡城端町
国立療養所北陸荘内
石渡正好

紹介議員 館 哲二君

現行援護法による厚生医療は、身体障
害者福祉法に規定された症状に限定さ
れているため、外傷傷い軍人は医療給
付の対象になつていないが、結核という特
症性から完全治癒といふことがまれで
大多数の結核傷い者は再発するとい
う統計的結果を示しているにもかかわ
らず医療給付を認められていないこと
は、まことに不合理であるから、恩給
一時金受給者に対し医療補償の措置を
講ぜられたいとの請願。

第二〇八七号 昭和二十八年七月四
日受理

国立公園施設整備費国庫補助に関する
請願

請願者 福島県南会津郡檜枝岐
村長 橋朝良

紹介議員 田畑 金光君

国立公園が真に国民の公園としてまた
国際観光の場としてその全機能を發揮
するためには、道路、宿舎、野営場、
その他の施設を緊急に整備することが
必要であるから、これらに要する
国庫補助の措置およびホテル整備等の

融資を優先的に考慮せられたいとの請
願。

第二二二二号 昭和二十八年七月六
日受理

国民健康保険事業の強化に関する請願

請願者 群馬県桐生市長 前原
一治 外十一名

紹介議員 大和 與一君

今春群馬県下に襲来した凍霜害は、
農家の経済にいちじるしい影響を及ぼ
したが、このときあたり国民健康保
業の強化は愈々痛切なるものである
が、凍霜害の経済的打撃により保険經
済は容易でないからこれが国保事業運
営の健全化を図るため、(一)災害助
成交付金の増額の方途を講ずること、
(二)災害貸付金の方途を講ずること等
の緊急措置を講ぜられたいとの請願。

第二二二二号 昭和二十八年七月六
日受理

群馬県国立立川病院施設整備拡充に
関する請願

請願者 群馬県北群馬郡立川町
長 佐藤力外六十二名

紹介議員 大和 與一君

群馬県国立立川病院は、北群馬郡を始
め勢多、吾妻、利根、群馬五郡下唯一
の総合病院として、また利根、吾妻奥
地の電力開採事業に伴う重要な医療機
関として、さらに近県はもとろん遠く関
東各地に発生する後胎症患者の温泉療
養所として重要な使命を持つもので
あるから、本病院の施設を整備拡充し
その使命を充分に發揮できるように所要
経費七千三百七十七万二千五百円を予
算化せられたいとの請願。

第二二二三号 昭和二十八年七月六
日受理

社会福祉事業金融公庫設置に関する請
願

請願者 岡山県内岡山県社会
福祉協議会内 星島義
兵衛

紹介議員 江田 三郎君 秋山
長造君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同
じである。

第二二八九号 昭和二十八年七月七
日受理

らい療養所改善に関する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山
町全医多摩全生園支
部内 川津富蔵

紹介議員 堂森 芳夫君

今回のらい予防法改正に当り併せて、
(一)収容所を療養所から真の療養所
にするための予算を計上すること、(二)
らい療養所の職員(定員増加を図る
こと、(三)らい療養所の職員の待遇改
善を図ること等の措置をとられたい
との請願。

第二三二七号 昭和二十八年七月七
日受理

愛媛県日吉村上水道施設に関する請願

請願者 愛媛県北宇和郡日吉村
長 渡辺綱雄外五名

紹介議員 三橋八次郎君 湯山
勇君

愛媛県日吉村大字下鍵山は、戸数約百
五十戸の村落であるが、地下の水量が
少く井戸は用を弁じないので飲料用は
大部分かけいで取りいれている状況で
ある。ところが本村全体にデストマ寄
生虫の中間宿主であるかきが生息し、こ

れを採取実験の結果百パーセントのデ
ストマ菌を保有し、なお肺デストマ患
者百五十人中十四人もある状態であ
るが、河水の使用も川底低く水利きわ
めて不便の上、消化器病の発生年々増
加の傾向にあり、また昭和十年の本部
落の大半焼失の火災の事実よりみて
も、衛生上、水利上一日も早く上水道
布設の必要があるから本部落の上水道
布設について特別に設議せられたいと
の請願。

第二三四三号 昭和二十八年七月七
日受理
社会福祉事業金融公庫設置に関する請
願(十一通)

請願者 大阪府庁内社会福祉法
人大阪社会福祉協議会
長 杉道助外十六名

紹介議員 大谷 肇君
この請願の趣旨は、第二〇二四号と同
じである。

第二三四四号 昭和二十八年七月七
日受理
生活保護法の最低生活基準額引上げ等
に関する請願

請願者 佐賀県三善基郡中原村
国立佐賀療養所内 千
住竹磨

紹介議員 西岡 ハル君
この請願の趣旨は、第二〇八一号と同
じである。

第二三五五号 昭和二十八年七月七日
受理
社会福祉事業金融公庫設置に関する陳情

陳情者 新潟県柏崎市役所内柏崎
市社会福祉協議会内 田
辺松巖外八名

民間社会福祉事業の経済的窮乏は、特
別融資機関の実現なくしては打開でき
ない現状にあるが、幸い今国会に社会
福祉事業金融公庫法案が上提審議され
る運びとなつたから、すみやかに社会
福祉事業金融制度を実現せられたいと
の陳情。

第二四一号 昭和二十八年七月八日
受理
社会福祉事業金融公庫設置に関する陳
情(二通)

陳情者 大分県大野郡上井田村朝
地社会福祉法人和合授産
所理事長 藤村昭信外四
名

戦後民間社会福祉事業は共同募金の配
分等によりかろうじて経営の継続を見
ている現状であるが、設備の拡張、改
造、修理等の臨時費の資金獲得には実
に困難を極めているから、社会福祉事
業金融公庫の実現を図られたいとの陳
情。

第二四二号 昭和二十八年七月八日
受理
らい予防法案反対に関する陳情

陳情者 群馬県吾妻郡草津町国立
療養所栗生泉園内 藤
田武一

今回提出されているらい予防法改正案
は、改正の基本方針としらるるらい予防政
策に対する考え方根本的な誤りがあり、
今後のらい予防事業および患者の
療養福祉にとつても、危険極まりない悪
法であるから、本法案には絶対反対で
あるとの陳情。